

1 特別職報酬等審議会

特別職報酬等審議会は、市長の諮問に応じて、議員や市長などの特別職の報酬等の額について審議を行うため設置されるものです。

特別職の報酬等については、職務の性格及び責任の度合いに対応したものであること、一般職や国及び他の地方公共団体における相応の特別職と比較して均衡を失しないものであること、物価や賃金等の社会経済情勢の変動に応じたものであることなどを総合的に勘案して決定されるべきものとされており、より一層の公平を期する必要があることから、審議会の意見を聴き、決定する仕組みとなっています。

審議会の委員は、より多くの住民の皆様の意見が反映されるよう、区域内の公共的団体等の代表者等その他住民から構成されることになっています。

○柳井市特別職報酬等審議会条例（平成17年柳井市条例第185号）

（設置）

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、柳井市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長、副市長等の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

（委員）

第3条 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は、柳井市の区域内の公共的団体等の代表者等その他住民のうちから必要の都度、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

2 これまでの特別職報酬等審議会の答申状況

開催年度	開催日	答申内容（骨子）	区分	改定前の額	改定後の額	適用年月日
平成4年度 (旧柳井市)	1月11日 1月18日	県下各市、近隣町並びに西日本の類似団体の財政状況、財政力指数、報酬及び給料等の実態と本市の現況とを比較・検討し、増額改定	市長	770,000	840,000	H05.04.01
			助役	602,000	660,000	H05.04.01
			教育長	535,000	590,000	H05.04.01
			議員	280,000	310,000	H05.10.01
平成6年度 (旧柳井市)	1月11日 1月19日	県下各市、近隣町並びに西日本の類似団体の財政状況、財政力指数、報酬及び給料等の実態と本市の現況とを比較・検討し、増額改定	市長	840,000	870,000	H08.04.01
			助役	660,000	685,000	H08.04.01
			教育長	590,000	615,000	H08.04.01
			議員	310,000	325,000	H08.04.01
平成9年度 (旧柳井市)	12月1日 1月16日	現下の社会・経済情勢並びに地方公共団体を取り巻く厳しい環境等に鑑み、据え置きが妥当	市長 助役 教育長 議員	据え置き		
平成17年度	9月29日 10月12日	合併に伴う在任特例期間後の平成18年1月1日以降の報酬について、旧柳井市の報酬等の額が妥当	市長 助役 教育長 議員	据え置き		
平成22年度	12月22日 1月12日	柳井地区の中核都市としての役割と県下13市及び近隣の類似団体の現状等を参考に検討し、厳正かつ慎重に審議を重ねた結果、現行のまま据え置きが妥当	市長 副市長 教育長 議員	据え置き		

3 市長等の給料及び議員報酬の額の変遷

適用年月日	市長	副市長 (助役)	収入役	教育長	議員
平成元年4月1日改正	720,000	563,000	500,000	500,000	250,000
平成3年4月1日改正	770,000	602,000	535,000	535,000	280,000
平成5年4月1日改正 平成5年10月1日改正	840,000	660,000	590,000	590,000	310,000
平成8年4月1日改正	870,000	685,000	615,000	615,000	325,000
平成17年2月21日合併	870,000	685,000	615,000	615,000	325,000 (190,000)
平成18年1月1日	870,000	685,000		615,000	325,000

※「平成8年4月1日改正」以前の項に表示した額は、全て旧柳井市の給料・報酬の額である。

※「平成17年2月21日合併」の項に表示した額は、旧柳井市と旧大島町の合併協定書（平成16年10月1日）に基づき定めた額である。（ ）内は、旧大島町選出議員の報酬の額である。

7 議会議員の定数及び任期等の取扱い

- (1) 両市町の議会議員は、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年12月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。
- (2) 在任期間における議員の報酬については、合併前の両市町のそれぞれの報酬額とする。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定による新市の議会議員の定数については、23人とする。

11 特別職の職員の身分の取扱い

特別職の職員（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、その設置、人数、任期、報酬等について、次のとおり調整する。

- (1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給料の額は、柳井市の例により調整する。
- (2) 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、柳井市の例を基本として調整する。
- (3) その他の特別職の職員で新市において設置する必要があるものについては、人数、任期、報酬の額について合併時に調整する。

4 市長、副市長及び教育長の給料の額について

(1) 市長、副市長及び教育長の給料の額のあり方について

市長、副市長及び教育長の給料の額は、前述のとおり「職務の性格及び責任の度合い」、「一般職や他団体の特別職との均衡」、「社会経済情勢の変動」などを総合的に勘案して決定されるべきものです。

なお、人事院が行う給与勧告は、国家公務員の一般職の職員について、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、物価や賃金等の社会経済情勢の変動を反映させたものです。本市における一般職の職員の給料については、国家公務員に準拠した運用としています。

ここでは、

- ①「前回市長等の給料の額を改定した平成8年度」から「令和6年度」までの人事院勧告に伴う一般職の職員の給料表の平均改定率（合計）による試算
- ②県内他市で開催された特別職報酬等審議会で採用された手法に倣い、「前回特別職報酬等審議会を開催した翌年度の平成23年度」から「令和6年度」までの人事院勧告に伴う一般職の職員の給料表の平均改定率（合計）による試算
- ③県内13市の市長等の給料の額の平均額による試算
- ④近隣の類似団体[※]における市長等の給料の額の平均額による試算

を行い、市長、副市長及び教育長の給料の額のあり方について検討を行うものとします。

※「類似団体」とは、総務省において人口及び産業構造の2つの要素により全国の市町村を分類したもので、令和5年4月1日時点の団体を基準に試算した。

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額の試算

一般職の職員の給料表の平均改定率（合計）

平成8年度から令和6年度までの間の人事院勧告に伴う一般職の職員の給料表の平均改定率は次のとおりです。

年度	H08	H09	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
平均改定率 (%)	1.0	1.0	0.7	0.3	-	-	△2.0	△1.1	-	△0.3	-	0.1	-	△0.2	△0.1
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	
平均改定率 (%)	△0.2	-	-	0.3	0.4	0.2	0.2	0.2	0.1	-	-	0.3	1.1	3.0	
														①H08～R06の合計	5.0
														②H23～R06の合計	5.6

①一般職の職員の給料表の平均改定率（合計）による試算（平成8年度～令和6年度）

現行の市長等の給料の額は、平成8年4月1日から適用されていることから、平成8年度から令和6年度までの間の人事院勧告に伴う一般職の職員の給料表の平均改定率の合計で試算します。

この間の一般職の職員の給料表の平均改定率は、合計で**5.0%**となっていることから、この率を基準として市長、副市長及び教育長の給料の額を試算すると、次の表のとおりとなります。

なお、改定後の額は、全て500円未満を切り捨て、500円以上を切り上げとして計算するものとします（以下同じ。）。

市長、副市長及び教育長の給料の額（月額） 【改定率5.0%で試算】

区 分	現行の額	試算額	増減額
市 長	870,000 円	914,000 円	44,000 円
副市長	685,000 円	719,000 円	34,000 円
教育長	615,000 円	646,000 円	31,000 円

②一般職の職員の給料表の平均改定率（合計）による試算（平成23年度～令和6年度）

前回の報酬等審議会が平成22年度に実施され、据え置きがされていることから、平成23年度から令和6年度までの人事院勧告に伴う一般職の職員の給料表の平均改定率の合計で試算します。

この間の一般職の職員の給料表の平均改定率は、3ページのとおり合計で**5.6%**となっていることから、この率を基準として市長、副市長及び教育長の給料の額を試算すると、次の表のとおりとなります。

市長、副市長及び教育長の給料の額（月額） 【改定率5.6%で試算】

区 分	現行の額	試算額	増減額
市 長	870,000 円	919,000 円	49,000 円
副市長	685,000 円	723,000 円	38,000 円
教育長	615,000 円	649,000 円	34,000 円

③県内13市の市長等の給料の額の平均額による試算

県内13市の市長、副市長及び教育長の給料の額の平均額は、別添資料2のとおりで、それに基づき試算すると、次の表のとおりとなります。

なお、平均額の算出に当たっては、市長等の給料の額を減額している場合、減額前の額で算出するものとします（④において同じ。）。

市長、副市長及び教育長の給料の額（月額）

区 分	現行の額	試算額	増減額
市 長	870,000 円	911,000 円	41,000 円
副市長	685,000 円	736,000 円	51,000 円
教育長	615,000 円	649,000 円	34,000 円

④近隣の類似団体による試算

近隣の類似団体の市長等の給料の額の平均額は、**別添資料4**のとおりで、それに基づき試算すると、次の表のとおりとなります。

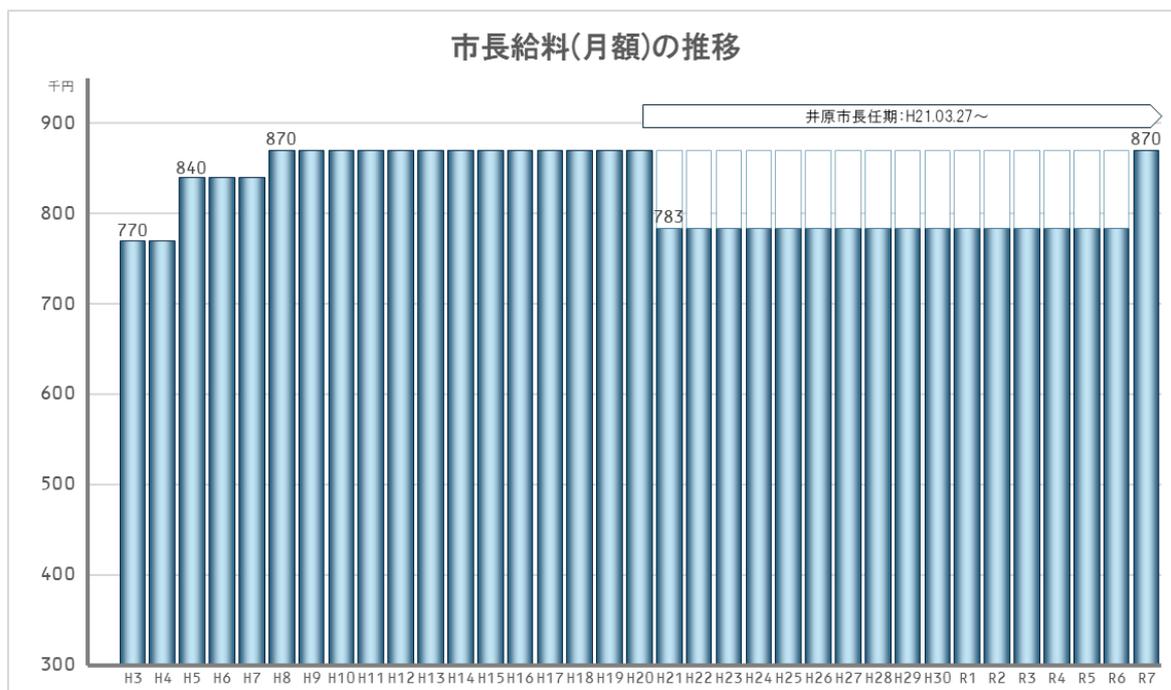
市長、副市長及び教育長の給料の額（月額）

区 分	現行の額	試算額	増減額
市 長	870,000 円	846,000 円	△24,000 円
副市長	685,000 円	687,000 円	2,000 円
教育長	615,000 円	605,000 円	△10,000 円

5 市長等の給料の額の減額措置状況について

市長等の給料の額については、井原市長就任後の平成21年9月に「**市長等の給与の特例に関する条例**（平成21年柳井市条例第18号）」を制定し、平成21年10月1日から4期目の任期末日の令和7年3月26日までの間（16年弱）、市長等の給料の額を**特例的に10%減額**し、市長については月額870,000円を783,000円（△87,000円）に、副市長は685,000円を616,500円（△68,500円）に、教育長は月額615,000円を553,500円（△61,500円）にしてきたところです。

5期目となる令和7年3月27日以降の同条例の適用については、『議員のなり手不足問題』に対応する手法の一つとして議員報酬の見直しが視野に入らる中で、これを行わないこととし、市長等の給与に関する条例（平成17年柳井市条例第40号）の規定どおりの給料の額を支給しています。



※特例の期間は、平成21年10月1日から令和7年3月26日まで。なお、令和2年7月1日から令和3年3月26日までの間は、コロナ禍の状況を踏まえ、市長給料について、月額783,000円から696,000円にさらに減額（本来の額の20%減）しています。

6 議員報酬について

(1) 議員報酬のあり方について

第33次地方制度調査会において、地方議会のあり方について「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」(令和4年12月28日)が提出されました。

答申では、多様な人材の参画を前提とした議会運営方法、議会のデジタル化など議会の運営のあり方への提言に加え、小規模団体においては議員報酬が低水準であることが議員のなり手不足の要因となっているとの指摘から、適正な議員報酬の水準について、住民の理解を得ながら、議論を行っていく必要性が提言されています。

住民に身近であるべき地方公共団体の議会において、議員のなり手不足が生じている状況は、住民自治の根幹に関わる深刻な問題で、このような事態が常態化すれば、議会の意思決定に多様な住民の意見を反映させることができず、議会がその求められる役割を十分に果たせなくなることが懸念されます。

議員のなり手不足の問題に対応するためにも、適正な議員報酬の水準を検討することが急務となっています。

(2) 議員報酬の額の試算①②

①一般職の職員の給料表の平均改定率(合計)による試算(平成8年度～令和6年度)

市長等の給料の額の試算と同様に、平成8年度から令和6年度までの間の人事院勧告に伴う一般職の職員の給料表の平均改定率の合計(5.0%)により議員報酬の額を試算すると、次の表のとおりとなります。

区分	現行の額	試算額		増減額
		報酬額の差額		
議員	325,000円		341,000円	16,000円
(参 考)	議長	425,000円	+100千円 441,000円	16,000円
	副議長	366,000円	+41千円 382,000円	16,000円
	委員長	350,000円	+25千円 366,000円	16,000円
	副委員長	333,000円	+8千円 349,000円	16,000円

なお、基準となる議員の報酬の額を算定するものとし、議員と議長等との報酬額の差額については、従前のおり同額とし、試算します。

区分	現行の額	議員と議長等との報酬額の差額
議長	425,000円	100,000円
副議長	366,000円	41,000円
常任、議会運営及び特別委員会の委員長	350,000円	25,000円
常任、議会運営及び特別委員会の副委員長	333,000円	8,000円
議員	325,000円	0円

しかしながら、現時点において、上記計算式にあてはめる議会・議員活動日数を合理的に調査・設定することは困難であることから、ここからは市長の給料の額を基準とし、議員報酬と市長給料の額との比率に着目した試算をすることとします。

③比率による試算（県内）

県内13市（柳井市を含む。）における議員報酬と市長給料の額との比率は、**別添資料2**のとおりで、県内13市の平均比率**43.4%**により、議員報酬の額を試算します。

なお、比率の算出に当たっては、市長給料の額を本来の額から減額している場合については、減額前の額で算出するものとします（④において同じ）。

議員報酬の額（月額） 【比率43.4%で試算】

区分	現行の額	試算額		増減額
		報酬額の差額		
議員	325,000円		378,000円	53,000円
（参考）	議長	+100千円	478,000円	53,000円
	副議長	+41千円	419,000円	53,000円
	委員長	+25千円	403,000円	53,000円
	副委員長	+8千円	386,000円	53,000円

※**試算額**＝市長給料の額 870,000円×43.4%＝377,580円 ⇒ 378,000円

④比率による試算（近隣の類似団体）

近隣の類似団体における議員報酬と市長給料の額との比率は、**別添資料4**のとおりで、近隣の類似団体の平均比率**41.8%**により、議員報酬の額を試算します。

議員報酬の額（月額） 【比率41.8%で試算】

区分	現行の額	試算額		増減額
		報酬額の差額		
議員	325,000円		364,000円	39,000円
（参考）	議長	+100千円	464,000円	39,000円
	副議長	+41千円	405,000円	39,000円
	委員長	+25千円	389,000円	39,000円
	副委員長	+8千円	372,000円	39,000円

※**試算額**＝市長給料の額 870,000円×41.8%＝363,660円 ⇒ 364,000円

7 施行期日について

開催年度	区分	改定前の額	改定後の額	施行期日
平成4年度 (旧柳井市)	市長	770,000 円	840,000 円	H05.04.01
	助 役	602,000 円	660,000 円	H05.04.01
	教育長	535,000 円	590,000 円	H05.04.01
	議 員	280,000 円	310,000 円	H05.10.01
平成6年度 (旧柳井市)	市長	840,000 円	870,000 円	H08.04.01
	助 役	660,000 円	685,000 円	H08.04.01
	教育長	590,000 円	615,000 円	H08.04.01
	議 員	310,000 円	325,000 円	H08.04.01